

上野 証 官 命 命 命

内閣人第二三 号

起 案

令和三年三月四 日

決 定	上 奏	裁 可
令和三年三月五日	令和三年三月五日	令和三年三月五日

施 行

令和三年三月五日	令和三年三月五日
----------	----------

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

岸 田

内閣総務官

大西 松田

麻 生 国務大臣

田 村 国務大臣

岸 国務大臣

坂 本 国務大臣

武 田 国務大臣

野 上 国務大臣

井 上 国務大臣

西 村 国務大臣

上 川 国務大臣

梶 山 国務大臣

小 此 木 国務大臣

平 井 国務大臣

茂 木 国務大臣

赤 羽 国務大臣

加 藤 国務大臣

平 沢 国務大臣

萩 生 田 国務大臣

小 泉 国務大臣

河 野 国務大臣

丸 川 国務大臣

五 五 五 五 五

五 五 五 五 五

五 五 五 五 五

五 五 五 五 五

高等裁判所長官に任命する

判 事 白 井 幸 夫

内 閣

(四月八日以降発令予定)

内閣

最高裁人任第348号

令和3年3月3日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事) 判 事 しら い ゆき お
白 井 幸 夫

(発令希望日 令和3年4月8日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和3年4月8日以降)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根 拠 法 規
名古屋高長官	東京高判事	白 井 幸 夫	63	判事補, 検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号, 第3号

1丁									裁 判 所			
年 号	出生地	現住所	本籍						事	項	庁	名
月												
日												
氏名	出生年月日	旧氏名										
五六	一〇	三一	司法試験第二次試験合格	東京大学法学部卒業	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	判事補に任命する	大阪地方裁判所判事補に補する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	大阪簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する	
五七	三	二七	司法試験管理委員会	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	
五九	四	一	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	
六二	八	一	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	
六三	二	一〇	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	

[illegible]

[illegible]

4丁										裁 判 所					
〃		〃		〃			〃			〃			平成一三		年 号
一六				一五						一四					
三		〃		四			一二			一			一		月
二二		三〇		一			二			四			六		日
事 項															
任期は平成十二年十二月三十一日までとする															
平成十三年度司法試験（第二次試験） 審査委員に任															
する															
任期は平成十三年十二月三十一日までとする															
平成十四年度司法試験（第二次試験） 審査委員に任															
する															
任期は平成十四年十二月三十一日までとする															
平成十五年度司法試験（第二次試験） 審査委員に任															
する															
任期は平成十五年十一月三十日までとする															
家庭裁判所調査官研修所教官に充ててゐることを解く															
東京地方裁判所判事に補する															
平成十五年度司法試験（第二次試験） 審査委員を免															
ずる															
司法研修所教官に充てる															
庁 名															
法 務 省															
最高裁判所															

白井幸夫

5丁										裁 判 所					年 号	月	日	事 項	庁 名
	〃 二二	〃		〃 一八			〃			〃		〃	〃	平成 一六					
	四	四		二			一二			八		〃	〃	四					
	一	一		一			一五			二七		〃	一三	一二					
東京地方裁判所判事に補する	名古屋高等裁判所事務局長を免ずる	名古屋高等裁判所事務局長を命ずる	名古屋高等裁判所判事に補する	司法研修所教官に充ててゐることを解く	任期は平成十七年十一月三十日までとする	命ずる	平成十七年度司法試験（第二次試験）審査委員に任	任期は平成十六年十一月三十日までとする	命ずる	平成十六年度司法試験（第二次試験）審査委員に任	司法研修所教官に充てゐる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了					
		〃	最高裁判所		〃			法務省			最高裁判所		内閣						

白井幸夫

7丁										裁 判 所			
		〃 三	令和 二	〃 三一		〃 三〇			〃 二八			平成 二七	年 号
		一	一	一		一〇			七			八	月
		一	一	一		四			二二			一六	日
		部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	裁判所職員総合研修所教官に充ててゐることを解く	東京簡易裁判所判事に補する	裁判所職員総合研修所長に補する	裁判所職員総合研修所教官に充てゐる	東京高等裁判所判事に補する	に指名する	長野簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者	長野簡易裁判所判事に補する
		〃	〃	〃	〃		最高裁判所				最高裁判所		庁 名

白井幸夫